

広がる地域共生ホーム - 新しいケアのかたち

北村 安樹子

<「このゆびとーまれ」の試みと「富山型デイサービス」>

2003年9月、富山市の富山国際会議場で、『第1回「地域共生ホーム全国セミナー」in とやま』というセミナーが行われた。このセミナーは、「赤ちゃんからお年寄りまで、障害のある人もない人も、誰もが集える地域の家」を目指して1993年に富山県で始まった「富山型デイサービス」の10年の歩みを振り返る場として企画されたものである。

「地域共生ホーム」という言葉に明確な定義はないが、その発祥は上記の「富山型デイサービス」にあるといわれる。この試みは、1993年の夏、富山市内にあるデイケアハウス「このゆびとーまれ」で始まった(図表1)。同じ病院に勤めていた3人の女性看護師によって開設されたこの施設では、年齢や障害にかかわらず、見守りを必要とするすべての人をいつでも受け入れている。ここでは日帰りのデイサービスを中心に、日課は特につくらず、利用者それぞれが自分のペースで過ごせる居場所づくりを目指した取り組みが実践されている。

高齢者や障害者(児)、子どもなど、利用者が複数の行政担当セクションにまたがるこのような試みに対し、行政からの支援は当初まったく得られなかったという。しかし、次第に実績が認められ、1996年からは富山県と富山市による独自事業の委託を受ける形で、在宅障害者(児)のデイケア事業などについては一部支援を得られるようになった。

図表1 「このゆびとーまれ」の概要

事業所名	このゆびとーまれ(代表者: 惣万佳代子)
事業主体	特定非営利法人 デイサービスこのゆびとーまれ(代表者: 惣万佳代子)
行われている事業	介護保険事業 通所介護(デイサービス) 指定居宅介護支援事業所
委託	在宅障害児(者)デイケア事業 生きがい対応型デイサービス
自主事業	通う(障害者・子ども) 泊まる(高齢者・障害者) 移送(障害者・子ども)
一日の平均利用者数	約30人(定員18+ 人)
利用者の割合	高齢者: 障害児・者: 子ども 5:3.5:1.5
一日のスタッフの人数(日中)	23人(ボランティア7人)
スタッフの有する資格	看護師・准看護師、保育士、小中高等及び養護教諭、介護福祉士、ホームヘルパー2級、社会福祉士、社会福祉主事、管理栄養士、調理師、介護支援専門員

資料: 第1回地域共生ホーム全国セミナーin とやま実行委員会編, 2003, 『地域共生白書2003 - 地域共生ケアとはなにか - 』, 全国コミュニティライフサポートセンターp.69より作成

「このゆびとーまれ」に始まる「幼・老・障」の共生ケアの試みは、「富山型」「富山方式」などと呼ばれるようになり、次第に全国各地に広がっている。現在、富山県内に同様の施設が15カ所あるほか、県外でも富山型をモデルとする多様な試みが行われており、自治体によっては独自事業としてこれらの取り組みを積極的に支援している。

< 長野では「宅幼老所」 >

その1つが長野県の「小規模ケア施設（宅幼老所）支援事業」である。県の資料によると、痴呆性高齢者や独り暮らしの高齢者などが通ったり生活したりする、小規模で家庭的な雰囲気の家などを利用した宅老所のうち、地域の幼児や障害者（児）を一時的に預かったり、交流することを目指すところを「宅幼老所」としている。

この事業は、これらの「宅幼老所」を新たに整備する際に、国庫補助等の支援措置を受けられない場合について、その施設整備費用の一部を県から市町村に補助するもので、既存施設の改修を原則として、市町村が補助する金額の2/3以内(上限500万円)が補助される。支援対象は図表2に示す通りで、2003年度からは有限会社等の営利法人が運営する施設にも支援を行っている。2002年度から開始されたこの事業で補助を受けた施設は、2003年11月末現在で県内71カ所となっている。県では2007年度までに、支援事業開始前から運営を始めている既存の宅老所も含めて、県内に計290カ所を整備する計画である。

< 地域共生ホームの展望 >

富山型デイサービスや長野県の宅幼老所などを含む、いわゆる地域共生ホームの試みは、これまで高齢者、障害者（児）、子ども、など行政の縦割りの仕組みによって一律に分かれてきた福祉の枠組みを打ち壊し、その融合を考える契機となっている。現在、千葉県や熊本県では、構造改革特区として、介護保険上の指定通所介護事業所などで行われる高齢者のデイサービスを、知的障害者や障害児も利用可能とする試みが始まっている。地域共生ホームの試みは、いまやこうした流れにもつながる、大きなうねりとなっている。共生ホーム発祥の地でもある富山県でも、2003年秋、富山市など3市2町と共同で申請した「富山型デイサービス推進特区」が構造改革特区として認定された。現在、介護保険上の指定通所介護事業所におけるデイサービスの利用は、高齢者と65歳未満の身体障害者に限定されているが、特区では知的障害者や障害児が利用する場合にも、国が障害者支援費制度に準じた金額を負担する。富山市ではショートステイについても、昨年秋に緩和された施設のベット床数基準をさらに緩和する特区を県と共同で提案した。

こうした流れの中で、多様な形で各地に展開されてきた地域共生ホームが、今後制度上にどのように位置づけられていくか、という点には引き続き注目していく必要がある。縦割りの壁を取り払うという点では、現在議論が活発化している、介護保険制度と障害者福祉の統合問題にも深くかかわっていくことが予想されよう。同時に、共生ホームの展望を考える上で欠かせないのが、共生ケアにかかわる人材育成など、ソフト面の問題である。例えば、長野県では、施設整備の補助だけでなく、宅幼老所の職員を対象とする研修事業を実施している。この研修では、運営管理やリスクマネジメントなど、施設運営

に関する実践的なアドバイスに加えて、共生ケアに関するノウハウや理念などについても学ぶ機会がある。地域共生ホームにおける〈幼・老・障〉の共生の実践は、これまでにない新しいケアの形を模索する試みでもある。今後は、制度やハード面の整備に関する課題だけでなく、縦割りを融合していくことによって生まれるソフト面の複合性や相互作用性についても、多面的な検討が望まれる。

図表2 長野県 小規模ケア施設(宅幼老所)支援事業の概要

1. 概要			
NPO法人等による宅幼老所の施設整備に対して、市町村が支援を行う場合または市町村が自ら整備する場合に、当該市町村に補助する。			
(1) 対象経費 施設整備に要する経費 (国庫補助制度等が適用される場合(下図2を参照) 備品等の設備及び外構は除く)			
(2) 補助先 市町村(中核市である長野市を除く)			
(3) 補助額 市町村が支援する額または市町村が自ら整備するのに要する額の2/3以内 ただし、改修を原則とし、次の額を限度とする 【改修の場合】 5,000千円(【新設の場合】20,000千円)			
2. 支援対象となる施設整備			
実施事業等 運営主体	介護保険事業		介護予防・地域支え合い事業
	グループホーム	デイサービス	生きがいデイサービス
市町村 社会福祉法人	国庫補助 (規模等に応じた補助基準額を設定) (国・県3/4)		
医療法人 NPO法人 社団法人 財団法人 農業協同組合 消費生活協同組合	国庫補助 (国2000万円以内 総事業費の1/2まで)	支援対象	支援対象
有限会社等 の営利法人	支援対象		支援対象
個人・任意団体	(介護保険法上実施不可)		支援対象
借家であるために国庫補助対象とならないもの 支援対象			
3. 主な採択要件			
(1) 高齢者等の利用に配慮した安全で家庭的な雰囲気の設定構造であること (例:畳、ふすま、こたつ、バリアフリー等)			
(2) 介護従事者配置は、概ねケア対象者3人に対し、1人程度であること			
(3) 介護従事者の資質向上のための研修等を積極的に受講すること			
(4) 既存施設を改修する場合は、概ね10年以上使用できること			
(5) 通所の場合は、週に3日以上サービスを提供すること			
4. 予算額 230,000千円(全額一般財源)(2002年度150,000千円)			
5. 整備計画 長野県老人保健福祉計画において、2007年度までに290カ所程度の整備を計画			

資料：長野県資料より作成